

届出住宅所在地

| |
|--|
| 苦情及び問合せへの対応（条例第10条） |
| 業務の体制について別紙のとおり（第10条参考様式） |
| 1 住宅宿泊事業者が届出住宅に人を宿泊させる間、常駐する場合（法第11条第1項第2号関係） |
| <input type="checkbox"/> 住宅宿泊事業者が届出住宅に人を宿泊させる間、不在にならない。 |
| <input type="checkbox"/> 住宅宿泊事業者が自己の生活の本拠として使用する住宅と届出住宅が、同一建築物内若しくは敷地内又は隣接している。 |
| 住宅宿泊事業者の自己の生活の本拠の所在地 |
| 届出住宅との位置関係 |
| <input type="checkbox"/> ア 届出住宅と同一建物内 |
| <input type="checkbox"/> イ 届出住宅と同一の敷地内に存する建物内 |
| <input type="checkbox"/> ウ 届出住宅の敷地に隣接している敷地に存する建物内 |
| 位置関係を証する書類については別紙のとおり |
| <input type="checkbox"/> 住宅宿泊事業者が当該届出住宅から発生する騒音その他の事象による生活環境の悪化を認識することができる。 |
| <input type="checkbox"/> 届出住宅の居室であって、住宅宿泊管理業務を住宅宿泊事業者が自ら行う数が5以下 |
| 2 届出住宅内その他の規則で定める場所に住宅宿泊管理業務を行う者が常駐する場合（条例第13条ただし書該当） |
| <input type="checkbox"/> 下記場所に住宅宿泊管理業務を行う者が常駐し届出住宅から発生する事象による周辺地域の生活環境の悪化を認識します。 |
| 業務の体制については別紙のとおり（第13条参考様式） |
| 住宅宿泊管理業務を行う者が常駐する場所の所在地 |
| 届出住宅との位置関係 |
| <input type="checkbox"/> ア 届出住宅内 |
| <input type="checkbox"/> イ 届出住宅と同一建物内 |
| <input type="checkbox"/> ウ 届出住宅と同一の敷地内に存する建物内 |
| <input type="checkbox"/> エ 届出住宅の敷地に隣接している敷地に存する建物内 |
| <input type="checkbox"/> オ 届出住宅の敷地に接する幅員4m以下の道路又は通路を挟んで近接する敷地に存する建物内 |
| 位置関係を証する書類については別紙のとおり（オの場合は、当該道路又は通路の幅員を記載すること） |
| 3 上記1、2に該当しない場合 |
| <input type="checkbox"/> 区内全域において、日曜日の正午から金曜日の正午までの間は、住宅宿泊事業を実施しません。 |